

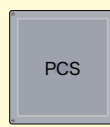
エコめがねパワコンセット （【5年】見守りレポート・動産総合保険付）のご案内

※1. 設置完了日とは、エコめがねサーバへの接続日のことです。

万一の自然災害・事故が発生しても 安心の補償

エコめがねパワコンセット（【5年】見守りレポート・動産総合保険付）をご購入いただくと、自然災害等の事故による損害を最大1,000万円まで補償いたします。

エコめがねパワコンセット（【5年】見守りレポート・動産総合保険付）※2

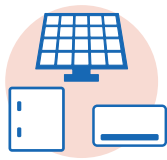


休業補償※3
（自動付帯）

見守り代行
動産総合保険
（自動付帯）

※2. エコめがねパワコンセットのサービス期間、保証期間は10年となります。見守りレポート、動産総合保険の契約期間は5年となります。
※3. エコめがねパワコンセットのご購入で休業補償サービスが付帯されます。サービス内容についてはエコめがねパワコンセットのサービス条件に依存しますので、詳細は https://www.eco-megane.jp/file/insurance_jigyou_user.pdf をご覧ください。

ご購入いただいた全てのユーザーさまに対して補償いたします



エコめがね、パワコン等
発電システムをまとめて補償

補償額

最大 **1,000万円**

損害額を最大1,000万円まで
実損で補償

免責金額

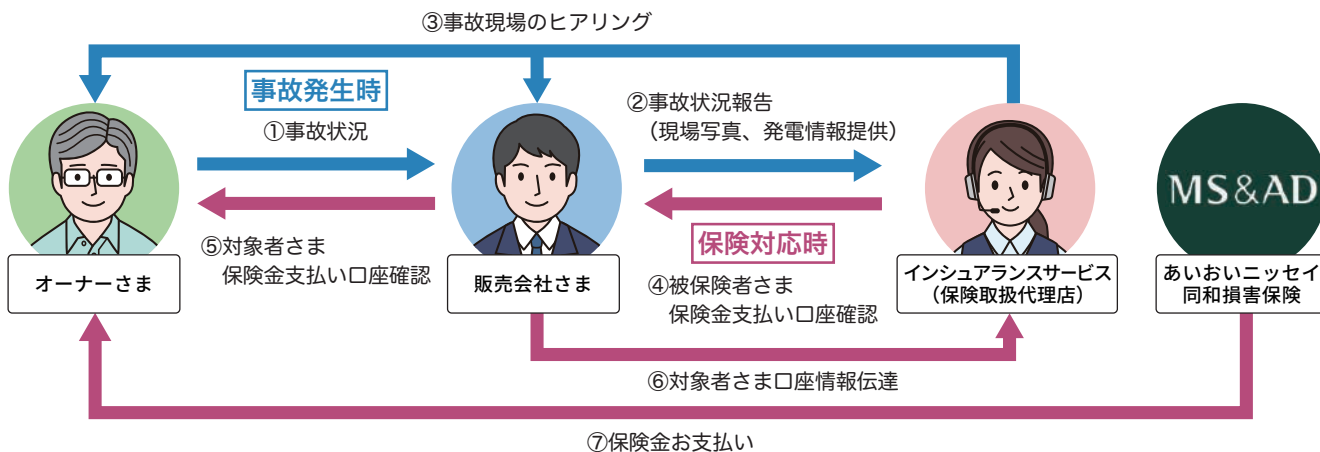
0円

契約期間

5年

免責金額0円、
エコめがね設置から5年間補償

事故発生時・保険対応時の流れ



- このチラシは「エコめがねパワコンセット（【5年】見守りレポート・動産総合保険付）」に付帯されている「動産総合保険」の概要を説明したものです。ご不明な点等がありましたら、取扱代理店である株式会社インシュアランスサービスまでお問い合わせください。
- この保険は株式会社NTTスマイルエナジーを保険契約者とし「エコめがねパワコンセット（【5年】見守りレポート・動産総合保険付）」を購入したすべての方を被保険者とした商品付帯契約です。（引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

「エコめがねパワコンセット（【5年】見守りレポート・動産総合保険付）」に付帯される「動産総合保険」サービスに関しまして、エコめがねによるデータ取得開始日までに販売会社さま経由で株式会社NTTスマイルエナジーへ必要情報のご報告をお願いします。

必要情報のご報告がない場合は「動産総合保険」サービスは適用することができません。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

事故発生時のお問い合わせについて

事故発生時は販売会社さまへご連絡ください。

販売会社さまへ連絡が取れない場合のお問い合わせはこちら

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 あんしんサポートセンター

TEL：0120-985-024 【受付時間】24時間365日

IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

保険内容に関するお問い合わせについて

●お問い合わせはこちら

取扱代理店 **株式会社インシュアランスサービス**
東京営業部1課

TEL：03-5357-7299 【受付時間】平日9:00～17:00

Mail：info_nttse@inss.jp

動産総合保険サービス提供条件

1. 補償対象となる損害※1

- ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂又は爆発 ④ 風災 ⑤ 雹災(ひょうさい) ⑥ 雪災 ⑦ 水災 ⑧ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突
⑨ 盗難 ⑩ 騒擾(そうじょう)

※1. オーナー様が加入されている火災保険等により保険金が支払われる場合には、当サービスの保険金はお支払い対象外となります。

2. 補償の対象となる機器※2

- ・エコめがね
- ・エコめがねに接続した太陽光発電システム
(パワーコンディショナー、太陽光電池モジュール、架台、ケーブル、蓄電池、遠隔監視機器、その他部材等の発電システム)

※2. 従来から設置されている発電設備(モジュール・接続箱・架台等のシステム一式)も対象。
フェンス・防草シート等のパワーコンディショナーに接続されていない設備は対象外(架台除く)

3. 補償期間

「エコめがねパワコンセット(【5年】見守りレポート・動産総合保険付)」の商品引渡し完了日から5年後の当日の午後4時まで
ただし、以下のいずれかの場合には、その時点で補償期間が終了します。

- ・補償対象機器が滅失した場合
- ・補償対象機器の設置場所を変更したとき。
ただし、設置場所の修理や設置場所の建造物の建替えなどによる同一の敷地内における設置場所の変更の場合には終了しません。
- ・補償対象機器を譲渡したとき(相続・遺贈は除きます)

4. 損害保険金

保険の対象に対して偶然の事故によって直接生じた損害に保険金をお支払いします。

損害保険金 = (損害の額 - 免責金額) × 保険金額※3 / 保険価額※4

※3. 保険金額が保険価額を超過する場合は、保険価額を限度とします。

※4. 同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。

- ・損害保険金の支払額が、一回の事故につき保険金額に相当する額となった場合、その損害発生時補償は終了します。
保険金額に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずに補償期間満了まで有効。

●残存物取片づけ費用保険金

事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用※5に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払します。
ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。

※5. 取壊し費用、取片づけ費用および搬出費用をいいます。

●権利保全行使費用

事故発生時に、引受保険会社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用に対して、権利保全行使費用をお支払します。※6 ※7

※6. この保険と重複する火災保険契約などが他にある場合は、その保険金が優先的に支払われます。尚、火災保険などの契約先の保険会社に保険金を請求する場合には、本補償の内容を併せてご連絡ください。

※7. この保険は臨時費用保険金をお支払いしない特約がセットされています。

5. 事故発生時のお手続き

補償対象機器に事故が発生した場合は、遅滞なく販売店にご連絡をお願いします。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
ご不明な点につきましては、表面記載の取扱いの販売店にお問合わせください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者(補償の対象となる方)またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。
- ② ①に規定する者以外の者が保険金受取人である場合において、その受取人またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害。
- ④ 差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力に行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ⑤ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。
- ⑥ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害。
- ⑦ 加工着手に発生した損害。ただし、自動セットされる「加工中の限定危険補償特約」により、加工着手から加工終了までの間の損害に対しては、火災、落雷、破裂または爆発、風災等に限定して、保険金をお支払いします。
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変による損害。
- ⑨ 地震、噴火、津波によって発生した損害。(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます。)
- ⑩ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性によって発生した損害。
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって発生した損害またはこれらに伴って発生した損害。
- ⑫ 電気的事故・機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ⑬ 修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。
- ⑭ 詐欺・横領・紛失・置忘れによって生じた損害。

その他条件の詳細については、動産総合保険普通保険約款をご確認ください。